平成２３年（フ）第６７号
島根県浜田市黒川町3758番地　１―113
債務者　東　　勝善
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第６８号
島根県浜田市黒川町3758番地　１―113
債務者　東　　英子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第３４０６号
横浜市港北区大倉山６丁目２番３号　村田ビル201
債務者　猿渡　初雄
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３５１号
横浜市戸塚区戸塚町455番地　グランシティパレ・ド・リヴァージュ135号
債務者　岩渕　美樹（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１２号
沖縄県中頭郡読谷村字古堅516番地　小島貸住宅
債務者　松本　紫乃（旧姓通事）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３５４号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西６丁目15番１号、申立時の住所奈良県生駒郡平群町北信貴ケ丘１丁目３番12―３号
破産者　幸田　和樹
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３１８号
奈良市南紀寺町１丁目234番地の１　サテライトミーホB202号
破産者　野村　育子
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４８３号
奈良市六条西６丁目13番22―１号
破産者　里写真スタジオこと　里　　昇
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５０５号
奈良市朱雀１丁目３番地の17　シティタウン朱雀B―１
破産者　藤井　利博
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２１１７号
福岡県春日市上白水２丁目72番地
破産者　古賀　利信
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１３０号
福岡市城南区神松寺３丁目16番20―103号、開始決定時の住所福岡市城南区長尾５丁目30番29―１号
破産者　ごえん屋こと　宇室さおり
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１６１号
福岡市城南区西片江２丁目37番４号、前住所福岡市中央区笹丘１丁目34番24号
破産者　川口　訓幸
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５２号
佐賀県武雄市北方町大字志久4396番地２
破産者　笠原　信悟
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１６号
釧路市新栄町10番15号、開始決定時の住所釧路市昭和南６丁目19番５号
破産者　斉藤　和利
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２２２号
釧路市幸町12丁目３番地
破産者　山本　正吾
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２８２号
釧路市桜ケ岡８丁目１―２　医療法人清水桜が丘病院内、住民票上の住所北海道標津郡中標津町東６条南８丁目４番地
破産者　岩田　　隆
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第８５６号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分190番地１
破産者　井上　美保
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係